

企業会計基準第 29 号における 工事進捗度に関する一考察

公益社団法人土木学会 建設マネジメント委員会 工事進行基準研究小委員会 小委員長
やまだ たかひさ
 東北大学 博士（工学） 山田 貴久

1. はじめに

(1) 背景

日本取引所グループの調べ¹⁾によると、国際財務報告基準（IFRS：International Financial Reporting Standards）の任意適用企業数は、2010年の3社から2018年6月末時点で161社と9年間で158社増の約54倍となった（図-1）。しかし、この中には建設業は含まれていない。このことは、グローバルな事業展開を実施している建設業界の各企業でも、日本基準が妥当であるとの判断をしているからである。また、2018年3月には日本基準として我が国の企業会計基準委員会が、IFRSを日本基準にコンバートする形で

「企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準」²⁾を制定した。

しかし、各企業において経営管理及びシステム対応等の業務プロセスを変更する必要があると考えられるので、コンバートされた「企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準」は、企業会計基準委員会により長期の準備期間を要すると判断され、「企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準」は2021年（平成33年）4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されることとなった。このことは、IFRSと日本基準における財務諸表の比較可能性は向上することになるが、その中でも課題となる「のれん」及び建設業における期を跨ぐ長期工事における工事進行基準の取り扱いについての考え方の方向性を指し示す必要があると考えられる。

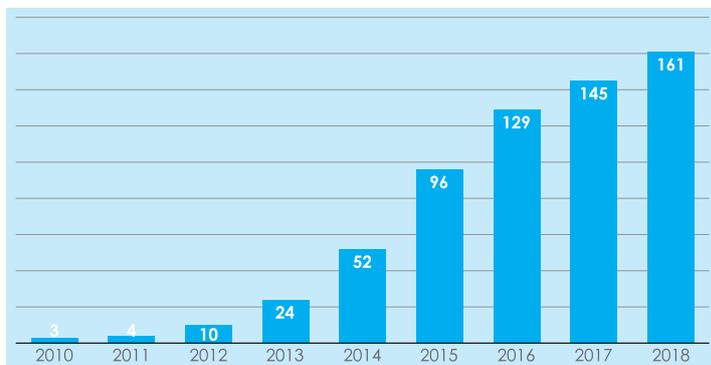


図-1 IFRSの任意適用企業の推移（上場企業）

（備考）2018年については2010年1月から2018年6月末までの合計値を示す。

(2) 問題の所在

IFRS採用企業が増加する理由は、財務会計における比較可能性を拡大することに役立つと考えられるが、日本基準及び国際会計基準において財務会計上、何が大きな課題となっているかを検討すると、①無形固定資産に分類される「のれん」という日本独自の考え方が一つの課題になっているので

はないかと考えられる。また、②日本会計基準がIFRSにコンバートされたことによる実質的な変更対応の課題及び、③一定期間にわたり充足される履行義務に関してEVM³⁾(Earned Value Management)による工事進捗度測定の実施に課題があると考えられる。本年度は、研究の2年度目の成果として変化していく会計基準に関して、これら3点について検討し工事進捗度管理の精緻化について述べる。

2. 調査

調査をするにあたり、我が国のIFRS任意適用企業に関しては、日本取引所グループが公表しているデータに関して調査した。会計基準に関しては、比較ができるよう日本基準、IFRS及び米国基準に関して必要箇所をまとめた。また、各企業データに関しては、決算書に記載されている内容に基づき調査した。

(1) IFRSを任意適用する業種の現状

2017年12月末までにIFRSを任意適用した企業145社を業種別に分類¹⁾すると、12.4%が電気機器と最も多く、次いで11%の医薬品、10.3%のサービス業、9.66%の情報・通信業及び輸送用

機器となっている(図-2)。

(2) M&A会計における「のれん」⁴⁾

M&A会計におけるのれんの考え方について日本基準、IFRS及び米国基準を比較すると、結合の方法は、日本基準及びIFRSは第三者との取引に関してはパーチェス法⁵⁾を採用するが、米国基準は買手法⁶⁾を採用している。のれんの処理方法に関しては、日本基準の場合、正ののれんは20年以内で定期的に償却し一般管理費として処理する(表-1)。また、負ののれんは、発生した年度に特別利益に一括計上することになっている。

しかし、IFRS及び米国基準の場合は、定期的償却を行わず減損処理しない限り残存することになっている。のれんの減損処理に関しては、3基準とも減損対象ではあるが減損が確定する時期(速度)が異なる。本稿では、のれんの減損確定となる時期を論点としていないので、これ以上の調査は差し控えることとした。

(3) 各企業における自己資本に対してのれん計上の割合

自己資本に対してのれん計上の割合が大きい企業を確認すると、ソフトバンクの113%、JTの96%、電通の84%、サントリーBFの74%等となった(表-2)。これらには、建設業は含まれていない。

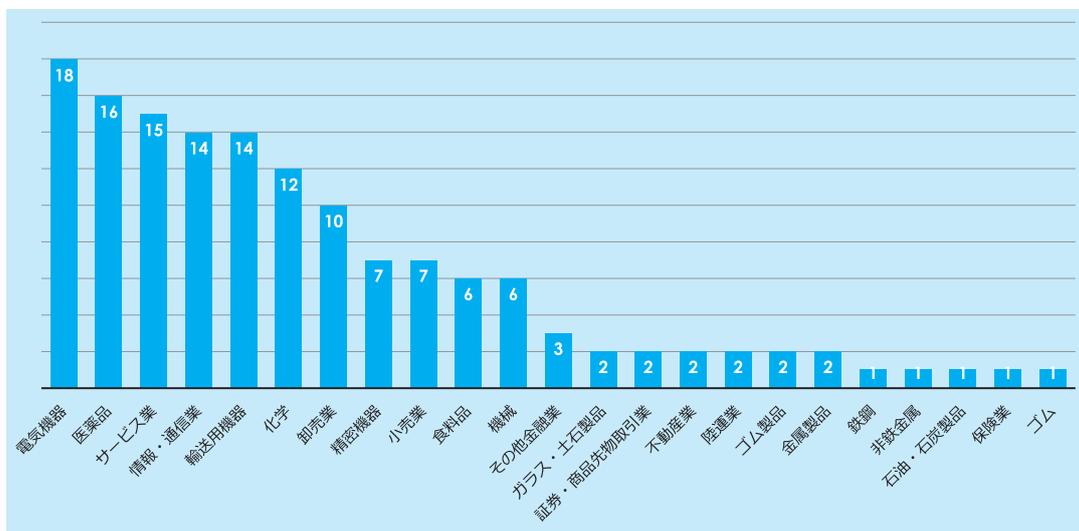


図-2 IFRS任意適用企業の業種別数(上場企業)

表-1 M&A 会計の比較

項目	日本基準	IFRS	米国基準
結合の方法	パーチェス法	パーチェス法	買収法（実質的にパーチェス法と同じ）
のれんの処理方法	正ののれんは、20年以内で定期的に償却し、販売費及び一般管理費として処理 負ののれんは、発生した年度に特別利益に一括計上	定期的償却を行わない（減損処理しない限り残存する）	定期的償却を行わない（減損処理しない限り残存する）
のれんの減損処理	減損対象	減損対象	減損対象
のれんに関する減損損失の戻しいれ	認められる	認められない	認められる

表-2 自己資本に対してのれん比率が高い企業 (単位：億円)

企業名	決算期	連結基準	のれん	自己資本	のれん/自己資本
ソフトバンク	2017年03月	IFRS	41,755	37,058	113%
JT	2016年12月	IFRS	16,020	16,619	96%
電通	2016年12月	IFRS	7,187	8,572	84%
サントリBF	2016年12月	IFRS	4,073	5,522	74%
武田	2017年03月	IFRS	10,227	15,289	67%
楽天	2016年12月	IFRS	3,584	5,957	60%
NTTデータ	2017年03月	日本基準	3,153	7,987	39%
日立	2017年03月	IFRS	5,272	14,972	35%
キヤノン	2016年12月	米国基準	9,364	27,831	34%

(注記) 2016 年度決算の企業（金融機関及び債務超過企業を除く）における連結貸借対照表により算出。

(4) 履行義務の充足に係る進捗度の考え方

「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」によれば、第 139 項において「履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができる場合にのみ、一定の期間にわたり充足される履行義務について収益を認識する。履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができない場合とは、進捗度を適切に見積るための信頼性のある情報が不足している場合である。」と述べている。

現在、多くの企業が採用している進捗度の測定方法は原価比例法（発生コスト）であると考えら

れるが、IFRS では、進捗度の見積方法をインプット法及びアウトプット法を紹介している。原価比例法が含まれているインプット法は、履行義務の充足のために企業が企業の労力又はインプットが当該履行義務の充足のために予想されるインプット合計に占める割合に基づいて収益を計上する方法をいう。アウトプット法は、現在までに移転した財又はサービスの顧客にとっての価値を直接的に測定し、契約で約束した残りの財又は残りのサービスとの比率に基づいて収益を計上する方法をいう（表-3）。

表-3 進捗度の見積方法（インプット法及びアウトプット法）

方法	方法の説明	測定例
インプット法	履行義務の充足のために会社が会社の労力又はインプットが当該履行義務の充足のために予想されるインプット合計に占める割合に基づいて収益を計上する方法	・原価比例法（発生コスト） ・費消した資源 ・発生した労働時間 ・経過時間
アウトプット法	現在までに移転した財又はサービスの顧客にとっての価値を直接的に測定し、契約で約束した残りの財又は残りのサービスとの比率に基づいて収益を計上する方法	・生産単位数 ・引渡単位数 ・経過期間 ・現在までに完了した履行調査

3. 検 討

(1) IFRS 採用企業が増加している理由

IFRS を任意適用している企業を概観すると、事業を国際展開している企業が多いと考えられる。このことから、海外企業との M&A を効率的に進めるためには、IFRS を適用することで財務諸表が海外企業と比較しやすくなり、財務諸表の比較可能性が高まると考えられるからであり、これは、海外投資家からの資金調達が有利になるということが考えられる。

(2) IFRS の無形固定資産のうち「のれん」に関する特徴

IFRS では、のれん代の定期償却を行わないため、買収事業の採算が悪化した場合は多額の減損処理を迫られる可能性が高いと考えられる。したがって、IFRS を適用し、のれん代を計上した企業は、①買収事業の財務管理を適正に行い多額の減損処理が生じないように対応する、②同系列事業の拡大買収を行い事業統合又は分割により財務管理を行う、という対策を常に検討する必要があると考えられる。

(3) 工事進捗度の算定方法

多くの企業が採用している原価比例法は、プロジェクト開始時の実行予算（見積）の原価と実際に発生した原価の割合からプロジェクトの進捗度を算出する方法である。一方、EVM は、プロジェクト全体を細分化した作業に分割し、出来高を予測することで進捗度を算出する方法である。この2種類を比較すると、インプット法に属する原価比例法は、実行予算が変更（追加工事及び減額等）される都度、工事収益総額が変更となる。しかし、工事進行基準を適用するためには、プロジェクトコストに係わる関係者が常に変更要求に対して監視及び対応していかなければならないと考えられる。一方、アウトプット法に属する EVM

は、工事進行状況及び決算日における工事進捗度が正常か否かを検討することができると考えられ、縦軸に①工事内容、②実行予算額、③出来高割合、横軸に工事割合を取り EV (Earned Value) を精度よく測定できるので財務諸表の恣意性は、原価比例法と比較し、低いと考えられる。しかしスケジュール予測について検討すると、スケジュールの予測時に得られる情報に対してプロジェクトの将来状況及びイベントを見積るにあたり、EV だけではその機能を有していないため、スケジュールリスクに対応した内容も補完して必要があると考えられる。

4. 考 察

(1) 「企業会計基準第 29 号 収益認識に関する会計基準」の実施について

今まで、建設業各社は IFRS の適用を避けてきたが、我が国の企業会計基準が実質上 IFRS の収益認識基準にコンバートされたことで 2021 年 4 月 1 日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用されることになる。したがって、企業会計基準第 29 号第 38 項に記載されている「一定期間にわたり充足される履行義務」が、今までの工事進行基準相当になると考えられるが、契約条項をはじめとする 5 つのステップ⁷⁾により、今まで以上に正確な分類を必要とすることになると考えられる。

特に、本基準案が作成された時点において、財務会計基準機構収益認識専門部会専門委員を務められた三上幸彦氏⁸⁾（収益認識に関する会計基準案公表を受けての座談会で述べている内容であるが基準案と制定された基準が同一であったので引用した。）は、本基準の第 38 項における(1)から(3)の要件のいずれかを満たす場合⁹⁾の中の(2)及び(3)に対して、「我が国における現状の工事請負契約や実際の取引慣行において、顧客が仕掛中の出来高に相当する資産をその価値の増加につれて支配しているといえるか、場合によると物理的な観点

からみた場合は、工事の完成後に検査、引渡しが行われて初めて顧客がその資産を支配できるのではないか。また、その企業の履行が完了した部分について、顧客との請負契約の約定で出来高に応じた代金の支払いが明確に紐付けされていない場合でも、出来高に応じた対価を収受する強制可能な権利を有するといえるのか、そうした根本的な入り口部分に関する議論があったと承知しています。¹⁰⁾」と述べている。基準自体にまだ論点は残っているものの、三上幸彦氏は「支配の移転に概念と現在の実務上の慣行が完全に整合しているという疑問な点もなきにしもあらずですが、工事契約へIFRS15号の考え方を適用すること自体は、今回の公開草案によってある程度疑念のない形になったと考えています。¹⁰⁾」と述べている。そして、「現在使用している工事契約会計基準に替わるものとして受け入れ可能なものと考えられる。¹⁰⁾」とも述べている。

よって、我が国の収益認識に関する会計基準は、IFRSの考え方を取り入れたことにより財務諸表の比較可能性を向上させ、ある程度¹¹⁾公正な視点で投資家の対象となりうると考えられる。

(2) 工事進捗度の算定方法

我が国における工事進行基準に係る業務は、法人税法において工事期間1年以上及び請負金額が10億円以上であり、かつ請負金額の2分の1が引渡日から1年以上経過後に支払われることが定められていないこととなっている。したがって、工事収益総額に対する工事出来高だけではなく、工事期間が長いプロジェクトほど工程に関するリスクも十分に考慮する必要があると考えられる。そこでEVMにEarned Schedule (ES)¹²⁾の概念を取り入れることでスケジュール予測の信頼性を向上させることが必要であると考えられる。なぜなら、EVMは、スケジュール差異(SV)及びSPIには工程の状況にかかわらず①進捗前半での差異が後半には減少し、ゼロ差異で終結するので、後半のSV値及びSPI値の数値挙動が不自然となる。②後期の約30%における進捗では工程

予測機能を失う。このことは、EVMが持つ能力を①コストベース予測のEAC、IEAC及びTCPI等に限定される。②計画完成時以降の工程遅延予測機能を有しない(早期終了プロジェクトのスケジュール先行予測のみについては、わずかながら可能であると考えられる)。したがって、これらの点を補完するためにも、EVM及びESを組み合わせることによりコストとスケジュールの統合マネジメントを行うことで、一層の進捗度管理を精緻化し、さらなる比較可能性を向上させていくことが可能であると考えられる。

5. まとめ

本稿の要点をまとめると次のとおりとなる。

- ① 日本会計基準を採用している建設業も、2021年4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から適用される「企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準」はIFRSと同等の必要十分条件を有していると考えられる。
- ② M&A会計に関してはIFRS及び米国基準と相違はあるものの、ある程度の財務諸表の比較可能性を向上していると考えられる。
- ③ 一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識する行為に関する工事進捗度の算定方法には多くの企業は原価比例法を採用しているが、見積における恣意性は大きいと考えられ、大規模工事であるほどEVM及びESを組み合わせることによりコストとスケジュールの統合マネジメントを行うことで一層の進捗度管理を精緻化し、さらなる比較可能性を向上させていくことができるのではないかと考えられる。

1) 日本取引所グループ <https://www.jpx.co.jp/listing/others/ifrs/index.html>

2) 公益財団法人財務会計基準機構に設置された企業会計基準委員会により2018年(平成30年)3月30日に制定された収益認識に関する会計基準である。当初は、国際財務報告基準(IFRS: International Financial Reporting Standards)第15号としてグロ

ーバル企業は2018年1月1日付けで強制適用される予定であったが、IFRS又は米国会計基準を連結財務諸表に適用している企業がIFRS第15号又はTopic 606を適用すると同時に、当該企業の個別財務諸表に対して企業会計基準を適用するニーズがあることから、2018年(平成30年)4月1日以降に開始する連結会計年度及び事業年度の期首から企業会計基準を適用することができるとしている。

- 3) プロジェクトマネジメント知識体系ガイドPMBOKガイド第6版
- 4) 「のれん」とは、M&Aにおいて買収するために支払った対価及び買収対象企業の時価純資産との差額をいう。買収対価が時価純資産より大きい場合は、「のれん」を貸借対照表に資産として計上する。買収対価が時価純資産より小さい場合は、割安に買うことができたので「負ののれん」として損益計算書に利益として計上する。すなわち、独立して計上されるものではなく、他の項目の差額として表現されるにすぎないという特徴がある。のれんの会計上の主な論点は、①償却するか否か、及び②減損である。償却に関して日本基準は、20年以内で効果の及ぶ期間としているが、IFRS及び米国基準では、この効果が及ぶ期間を見積もることが難しいのではないかという考え方を取っている。また、日本基準では、個別財務諸表上で子会社株式を減損処理した場合は、のれんを一括償却しなければならない。この規定により、買収年度において巨額の一括償却損失を計上することになった事例がある。減損に関しては、3基準とも異なる会計処理が定められており、その違いは減損が計上される時期(速さ)である。細かい計算方法等は異なるが、いずれも①「のれん」を特定の事業のまとまりに割りつける、②一定のタイミングで減損判定する、③事業の価値及び簿価を比較する、④価値及び簿価の差を減損として計上する。
- 5) パーチェス法とは、被合併企業の資産及び負債を簿価ではなく時価で購入(Purchase)する方法である。
- 6) 買収法とは、被合併企業の資産及び負債を簿価で

はなく公正価値で評価し直す方法をいう。

- 7) 企業会計基準第29号 収益認識に関する会計基準の第19項から第37項を参照願いたい。
- 8) 収益認識に関する会計基準案を作成当時の立場は、鹿島建設(株)財務本部主計部担当部長
- 9) 基準案と今回の制定の内容は同一であり、(1)から(3)の要件のいずれかを満たす場合において一定期間にわたり履行義務を充足し収益を認識するとしている。3つの要件とは次のとおりである。
 - (1) 企業が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受すること
 - (2) 企業が顧客との契約における義務を履行することにより、資産が生じる又は資産の価値が増加し、当該資産が生じる又は当該資産の価値が増加するにつれて、顧客が当該資産を支配すること
 - (3) 次の要件のいずれも満たすこと
 - ① 企業が顧客との契約における義務を履行することにより、別の用途に転用することができない資産が生じること
 - ② 企業が顧客との契約における義務の履行を完了した部分について、対価を收受する強制力のある権利を有していること
- 10) 季刊 会計基準 vol.58 pp.13 2017.9
- 11) ある程度とした理由は、無形固定資産の「のれん」に関してIFRSと異なり業種によっては大きな差異が生じる可能性があるのではないかと考えた。なお、本稿は、のれんに関して検討を進めるための論文ではないので詳細な検討及び考察は省略している。
- 12) Henderson,K.Lipke,W.Eleanor,H. "Schedule Analysis and Predictive Techniques Using Earned Schedule" 16th IPM Conference Tysons Corner, Virginia,17th Nov 2004
Henderson,K.Lipke,W." Earned Schedule...an extension to EVM theory" E.V.A-10 Symposium May 17-20, 2005 London, England
Lipke, Walt "Introduction to Earned Schedule" PM World Journal, Nov 2014 Vol III, Issue XI